

江戸川区児童相談所一時保護所 第三者評価結果報告書

種別	一時保護所
----	-------

①第三者評価機関名

一般社団法人Ricolab.

②施設名

名称：	江戸川区児童相談所一時保護所
-----	----------------

③評価日程

利用者調査：	2025年12月12日.
自己評価：	2025年12月上旬～下旬
訪問調査：	2026年2月20日.

④総評

【良い点】

○「温かくて、おいしい食事を提供するとともに、子どもが食事に関心を高められるように食育を推し進めている」
 レースのカーテン越しに柔らかな日の光がさしこむテーブルで、温かい料理は温かい陶器で提供されている。小さい子どもは箸ならべを、年長児は配膳を手伝って、みそ汁やご飯のおかわりはテーブルの容器からよそうなど、家庭的な食事風景になっている。また、子どもが参加した給食会議を毎月開催して、要望を献立に反映しており、家庭的な筑前煮等も好評である。さらに、管理栄養士が豊かな食生活の知識を、毎月、食育の時間で教えている。テーマは、配膳の位置、箸の使い方等のテーブルマナーから、行事食の由来、郷土料理、世界の食事等の食文化を、手作りのイラストを使って説明している。一時保護施設が温もりを感じて、心穏やかな生活の場となるように、委託業者と職員が一丸となって取り組んでいる。

【良い点】

○「保護所で暮らす他児との関係の中で、こどもが「境界」を学び、単に性教育とするのではなく生教育として位置付けている」
 他者の価値を尊重し、自分も相手も大切にすることの学びを通じて、自己肯定感を育めるような関わりを展開している。保護されたこどもたちは、大切にされた経験を持たない、自分の生命を軽んじる、人との境界を考えたことがない等の傾向がみられるなか、これらの課題が年齢不相応の経験につながる可能性は高く、性教育もその一環として位置付けて対応するようにしている。こどもたちにとって保護所での生活が成長発達の過程において極めて重要な一期間となっているとみなし、職員が自らが冊子を作製したり、学びの場を設定したり等、一時保護所の職員が熱意を維持しつつ、具体的な性教育（生教育）に取り組んでいる。

【更なる改善点】

●「システムを整備することで担当の児童福祉司や」児童心理司とこどもに関する情報共有を一層スムーズにしていくことが期待される」
 こどもの状況について、適宜、担当の児童福祉司や児童心理司へ電話等を用いて伝達したり、必要に応じて、こどもの養育・支援に必要な情報を確認しつつ、こども一人ひとりに適した関わりが継続できるように努めている。一方で、子どもに関するデータ情報を迅速に共有するしくみについては、現在、整備中となっている。今後、一連のシステムを確立することにより、スムーズに情報共有できる環境を構築するとともに、一時保護所と児童相談所の職員間でより一層、コミュニケーションをとり、こどもへの支援のさらなる充実を図っていくことが期待される。

【更なる改善点】

●「定員超過の状態が続く中、必要な人員確保に努め、引き続き安心して働き続けられる職場作りに取り組んでいくことが望まれる」
 開設以降、一時保護されるこどもの数が年々増加傾向となっており、今年度は定員超過となる時期が多くみられている。一方、職員体制については、新規職員の採用や異動等を通して一時保護所の運営に必要な人員確保に努めるとともに、職員に蓄積されるストレス軽減への具体的な対策を講じる等、引き続き、職員が安心して働き続けられる職場作りに取り組んでいくことが望まれる。

<p>実施状況</p> <p>【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択</p> <p>評価基準</p> <p>s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>

⑤第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（一時保護所）

第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか		第三者 評価結果
[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか		a
1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
2	理念・基本方針が職員に周知している	○
3	一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針としている	○
4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
6	理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある	△

【コメント】

基本理念として「児童の権利擁護を第一に、安全が守られ、児童が明るく、温もりを感じ心穏やかに過ごせる場」を定めて、職員室に掲示する等で周知を図っている。なお、時期を定めて改めて基本理念を再確認する機会を持つことで、使命感の浸透を促進する取り組みまでには至っていない。

[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		a
1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2	こどもをあたたかく迎え入れている	○
3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
6	こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
7	こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	○

【コメント】

研修等の学びを深める機会やこれまでの経験値等を通して、こどもをあたたかく迎え入れる基本姿勢についてや、こどもを尊重した接し方や対応方法を各職員が習得し、適切な関わりとなるように取り組んでいる。なお、こどもを受容することの重要性を十分理解しつつも、逸脱行為がみられた際に職員が毅然とした態度で対応する場面で、権利擁護の観点から適切に判断し行動することが難しい状況がみられている。

[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか		第三者 評価結果
[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか		a
1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
2	こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	○

【コメント】

トラウマインフォームドケアについて職員が研修で学んでおり、こどもと直接関わる際に意識しながら取り組んでいる。また、対応に苦慮した事柄などを引き継ぎの際に申し送りながら、適切な対応方法について検討を重ねている。さらに、心理担当職員による面接や個別心理支援のフィードバックを、行動観察に活かしながら日々の養育・支援を進めている。

[No.4] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
[No.4] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		a
1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
2	子ども自身が自分の想いを表現する機会を多く作り、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
3	子どもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている	○
4	子どもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○

【コメント】

アイロンビーズやパズル等、子どもが主体的に関わり自己表現でき、かつ、達成感を抱けるようなものを用意している。また、月1回、子ども会議を開催して学齢期の子どもが集まり、自分の意見を言える機会や、相互にディスカッションできる機会を持っている。

[No.5] 個別支援を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.5] 個別支援を適切に行っているか		a
1	子どもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）	○

【コメント】

集団生活が苦手な子どもについて、生活が完結できる居室で暮らすことができるように配慮する等、個別対応している。また、学習面についても、令和5年度から学習指導員を4名体制として個別学習の回数を増やす等、ニーズに応じて取り組んでいる。

2. 子どもの権利・子どもの意向の尊重

[No.6] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか		第三者 評価結果
[No.6] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか		s
1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○

【コメント】

インテークの際に、生活のしおりを用いながら子どもが自らの権利について理解が深まるように努めるとともに、定期的に読み合わせを行っている。また、毎月の子ども会議や毎週の性（生）教育の場面で子どもの権利について考える機会を持つ他、意見表明等支援事業に協力を得ているアドボケートによる権利ワークショップ等、さまざまな場面で子どもに権利について説明している。

[No.7] 子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No.7] 子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか		a
1	子どもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
2	子ども会議等、子どもの意見を聞く場がある	○
3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
4	子どもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている	○
5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている	○

【コメント】

意見箱をトイレやリビング等に設置し、子どもが他人を気にせず投函できるように工夫し、課長が直接確認するしくみにより、一時保護所に対する意見や要望を子どもが伝えられるように整えている。他にも、子どもが投函した内容が区や東京都へ直接意見が届くしくみが導入されている他、子ども会議や「子どもの権利保障推進ワーキングチーム」の取り組み等により、子どもが意見表明できるように努めている。

[No.8] 子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No.8] 子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか		a
1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
2	意見表明等支援事業が、入所中の全ての子どもにとって使いやすい仕組みになっている	○
3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	○

【コメント】

意見表明等支援事業として、週3回、アドボケイトが訪問する機会が定着しており、そのうち1回は子どもと一緒に活動するスタイルで実施している。また、他の2回については個別面会を実施するなかで、面会を希望する子どもはもとより、入所間もない子どもや退所が近い子どもに声をかける等、子ども一人ひとりがアドボケイトと話をする機会を保障できるように取り組んでいる。

[No.9] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか		第三者 評価結果
[No.9] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか		a
1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
2	一時保護の決定にあたり、子どもの意見や意向を聞いている	○

【コメント】

一時保護の理由の説明は児童福祉司が担当する一方で、インテークの際に生活のしおりを用いて丁寧な説明に努めるとともに、子どもの不安を受容する姿勢で取り組んでいる。なお、幼児について、紙芝居形式で説明する工夫をしている一方、さらに、権利について一層理解が進むツールを用意する必要性を認識している。

[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか		第三者 評価結果
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか		a
1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
2	児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	○

【コメント】

今後の見通しについて、随時、担当の児童福祉司と情報共有しながら、こどもへ伝えることができる範囲内で説明している。また、こどもが職員に質問された事柄等を、適宜、児童福祉司へ伝え、対応している。なお、こども自身が今後の見通しについて一層実感できるように、援助方針決定の過程に直接こどもが参画するしきみを確立することを課題と認識している。

[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか		a
1	一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○
3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している	○

【コメント】

家庭復帰や施設入所等、こども一人ひとりの保護解除に向けて、こどもの状況の丁寧な把握に努め、不安な気持ち等を受け止めながら、適宜、職員が声をかけて前向きになれるよう取り組んでいる。また、一時保護所の職員も判定会議に出席したり、随時、担当の児童福祉司と情報共有しながら、こどもが納得する形で保護解除となるように努めている。

[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか		a
1	こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている	○
2	こどもが安心して話せるよう配慮している	○
3	こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○

【コメント】

こどもから聞き取りをする際には、居室等、他のこどもを気にせず話ができる空間で行っている。また、どんなことを話しても職員が受け止めてくれると感じられるように、こどもの意見を否定せず、こどもの話すペースを尊重する姿勢で聞き取りを行い、終了時にも、話してくれたことについて感謝していることを伝えることで、次回も自らの気持ちをためらうことなく職員に伝えられる雰囲気づくりに努めている。

[No.13] こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか		第三者 評価結果
[No.13] こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか		a
1	こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	○
2	援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
3	こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
4	こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している	○
5	こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している	○

【コメント】

こどもへの援助方針を伝達するのは担当の児童福祉司の業務のため、一時保護所の職員が直接、援助方針を伝えることはなく、日々の子どもの様子や意見や意向を記録に残すとともに、適宜、担当の児童福祉司に電話や口頭を中心に伝えている。なお、今後、一時保護所の職員と担当の児童福祉司との間でこどもに関する情報を迅速に共有できるように、システムを整備することを予定しているため、実現が期待される。

[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか		a
1	こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている	○
2	こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	○
4	こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○

【コメント】

こどもと職員との日頃のコミュニケーションの中で、こどもから意見や要望については即対応する姿勢で取り組んでおり、一時保護所全体として判断する必要がある場合には、課内会議の議題に挙げて最終決定する流れで進めている。また、生活ルールの改正については、毎月のこども会議の場でこども一人ひとりの意見を確認したうえで行うなど、こどもが直接関わる形で取り組んでいる。

3. 一時保護施設における権利制限

[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か		第三者 評価結果
[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か		b
1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	△
2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	○
5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	△

【コメント】

通信について、一時保護所内では原則として認めていないが、必要に応じて、相談部門の職員の立ち合いのもとで実施する場合がある。また、通学先の宿題を行う際にタブレット通信を認めている。こどもからの通信について要望が多い一方、通学時等に外部と連絡がとれるため、情報管理の観点から、一律に認めることは難しい状況となっている。

[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか		第三者 評価結果
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか		a
1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	○
2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	○
4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	○
5	こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	○
6	生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○

【コメント】

こどもの安全確保や他のこどもとの平等性等の観点から、一時保護所としての生活ルールを設定するとともに、こども会議等で生活ルールの適否についてこどもも交えて話し合うことで納得性が高まるように取り組んでいる。必要に応じて、こども一人ひとりにアンケートを実施する等、こどもの意見を最大限尊重する姿勢で検討を重ね、生活ルールを決定するように努めている。

[No.17] 個別対応は適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.17] 個別対応は適切に行っているか		a
1	懲罰的な目的で、子どもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
2	子どもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
3	子どもの意に反して集団から分離する場合、子どもにその理由を説明している	○
4	子どもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、子どもの権利が守られている	○

【コメント】

一時保護所として子どもの行動制限（個別対応）を行う場合について、具体的な対応指針が定められており、集団から隔離する期間を最小限とすることや、延長する場合には課長の承諾や児童相談所の所長、援助課とも協議する等、一連の組織的なプロセスを経て行うこと等を明確にしたうえで取り組んでいる。

[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか		第三者 評価結果
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか		b
1	子どもが私物を所持できることを基本としている	○
2	やむを得ず子どもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由について子どもにきちんと説明している	○
3	スマートフォン等の通信機器について、子どもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、子どもと話し合い、子どもと職員がともに考えている	△

【コメント】

私物の持ち込みについては、子どもに危険を及ぼしかねない物を除き、所持できることを基本としている。実際に、ぬいぐるみやおもちゃ、私服等を持ち込み使用している状況がみられている。なお、スマートフォン等、子どもがこれまで使用していた通信機器の持ち込みについては、情報保護の観点から持ち込みを認めることは難しい状況となっている。

4. 入所している子どもの権利擁護・権利侵害防止

[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		a
1	子どもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	○
2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明している	○
3	子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている	○

【コメント】

子どもに対して、一時保護所が安全・安心な場所であることを説明するとともに、職員による不適切な言動が生じないように、適宜、職員間で支援姿勢等を振り返る機会を持ちながら取り組んでいる。万一、被措置児童等虐待が発生した場合を想定し、適切なプロセスを経て解決に至る流れ等も定め、組織として対応できるように備えている。

[No.20] こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.20] こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		a
1	こども同士での権利侵害が起これないように、こどもへの権利教育を行っている	○
2	こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
3	こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
4	こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○

【コメント】

日頃、職員がこどもと関わる場面で状況を把握しながら、こども同士での権利侵害を事前に回避できるように、適宜、介入している。また、職員へこどもが気軽に相談しやすい、信頼関係を築くことで、他のこどもから嫌がらせ行為を受けたり、気になることがあれば職員へ伝えることができるように努めている。

[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか		a
1	入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○

【コメント】

国籍の相違により、こども間でいじめが生じないように、随時、職員がこどもの様子を把握しながら対応したり、課長講話の際に説明して理解を促している。また、宗教上の理由で食事や生活日課に個別の配慮が必要かどうかを入所時に把握し、必要に応じて、お祈りの時間を確保する等、配慮している。

[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか		第三者 評価結果
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか		a
1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	○

【コメント】

多目的トイレを活用したり、入浴場面についても、他のこどもとは異なるルートで浴室を利用できるようにする等により、こどもの多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した暮らしができるように取り組んでいる。

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1. 一時保護施設的环境

[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか		第三者 評価結果
[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか		b
1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
2	ユニットを整備している	×
3	個室を提供している	○
4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない	×

【コメント】

基準はすべて満たしている。定員が超過しても受け入れられる居室数と、男女の一時保護比率が変化しても対応できる設備を用意している。原則、小学生以上は個室で、ジェンダーに対応した個室も設置されている。ユニット単位の構造となっていないものの、個室の提供や、一人入浴ができるユニットバスを設置しているなど、家庭環境に近い安心・安全な暮らしを提供している。定員超過が慢性化しているため、主管課との対策が待たれる。

[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか		第三者 評価結果
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか		s
1	こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	○
2	こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	○
3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
4	家庭的な環境となるよう工夫している	○
5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
6	必要な修繕等を行っている	○
7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○

【コメント】

小学生以上は基本的に個室を提供している。居室はリビングを取り囲むように配置されていて、いつでも一人の時間が持てるように配慮されている。リビングは陽光が入る中庭に接していて、片隅には漫画本等のコーナー、木製のモニュメントがくつろぎを演出している。委託業者の清掃が毎日行われていて、清潔感が漂っている。こどもにとって、居心地のよい生活の場となっている。

2. 職員体制・職場環境

[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか		第三者 評価結果
[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか		a
1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	○
4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○

【コメント】

管理者として一時保護課長が、職員朝礼、夕礼時に状況に応じた指示と助言を行っている。原則全職員による課内会議を毎月開催して、その中で、こども支援に関する研修を課長が行っている。スーパーバイザーで構成する月2回の係長会議では、組織運営、人事等について方針を固め、職員の指導にあっている。管理者と指導教育担当者は、所内外の定められた指導者研修等に参加している。

[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか		第三者 評価結果
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか		a
1	受入れをすることの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	○
2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○

【コメント】

児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、学習指導員等、こどもの直接支援者はすべて任用要件を満たしている。入所してくるこどもの援助のため、児童指導員と看護師及び、心理担当職員の役割が明確に、職務マニュアルに定められている。また、心理療法室があり、新入所児面接や、心理療法等に使用している。業務委託業者と正規職員の連携も、こどもの立場に沿って進められている。

[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか		第三者 評価結果
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか		a
1	夜間に2人以上の職員がいる	○
2	ユニットがある場合、夜間において1ユニットにつき1人以上の職員を配置している	—
3	夜間における行動観察やケアができる体制（正規職員の配置等）がある	○
4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○

【コメント】

幼児班、学齢男子、学齢女子に、各々1名の正規職員が夜勤配置されている。さらに、夜間の業務を手伝ってもらう児童支援補助員が、ほぼ毎日1名以上はこどもの援助にあっている。夜間は予期しない事態が発生しやすいが、支援補助員を含めて同性による、複数による対応をマニュアル化して援助にあっている。また、身柄通告があった場合も、支援補助員が勤務していることで正規職員が対応できる体制となっている。

[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか		a
1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	○
2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	○
3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	○
4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
5	職員が外部研修を受講している	○

【コメント】

研修計画と受講体系が職員別に一覧表となって定められている。新任研修（正規・会計年度ともに）、2年目研修、主任昇任研修等のキャリア別や、所内研修、外部講師研修、派遣研修等のテーマ別が用意され、援助の専門性と質の向上を図っている。また、管理者による職員面接を年2回実施し、職員のキャリア形成に寄与している。さらに、10分～15分程度の時間で職員が企画する「ミニミニ研修」で、職員同士が学び合う機会も作っている。

[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか		第三者 評価結果
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか		a
1	適正な就業状況を確保している	△
2	職員の健康管理を適切に行っている	○
3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている	○
4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○

【コメント】

管理者は職員の年休取得率に注意を払い、フリーの勤務日を設けるなど、業務と健康管理のバランスを図っている。夜勤が開けた次の日は必ず休務日となるようにして、職員の健康管理に努めている。働きやすい環境づくりのために、こどもの生活状況に応じて、休暇を取りやすく調整したり、看護師が幼児班の入浴手伝いや、児童福祉司、児童心理司の応援を仰ぐ等、適切な対策を取っている。

3. 情報共有・関係者間連携

[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか		第三者 評価結果
[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか		a
1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○

【コメント】

交代制勤務職場のため、引継ぎの目的、方法、内容を定めた「引継ぎの方法」により、情報の共有とチームワークを図っている。指導員、看護師、心理職員、学習指導員、調整係、SV職員、施設管理者等の多職種職員が、8:45からの全体の引継ぎ、シフト勤務者の朝、昼、夕の引継ぎで情報に漏れがないようにしている。すべての情報は、全体の引継ぎ簿、各係の引継ぎ簿、業務日誌、生活日誌等に記録され、効率的・効果的な運営がなされている。

[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか		a
1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○

【コメント】

相談部門で毎週開催しているブロック会議（相談の経過報告と、援助方針を検討する会議）に保護施設の係長級職員が出席し、保護施設部門の行動観察会議（こどもの生活観察を通じて、必要な援助を検討する会議）に児童福祉司及び、児童心理司が参加して、相互にこどもの情報を共有し、意見交換を行って連携を図っている。こどもの重要な進捗情報や、相談部門と調整が必要な重要事項は、係長間で協議して決定している。

[No.32] 情報管理を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.32] 情報管理を適切に行っているか		a
1	個人情報を適切に取り扱っている	○
2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
4	法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要がある場合には、こどもや保護者の同意を得ている	△
5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取り組みを行っている	○

【コメント】

職員倫理規程、行動規範、個人情報取り扱い等のマニュアルを定め、研修を行い、定期的な点検も実施して、適切な情報管理に努めている。こどもの台帳類は子どもや外部の目に触れることのない場所に保管し、施錠をしている。こどもの配薬表や、一時保護されているこどもの名簿、プロフィール等も職員以外が見ることができないように細心の注意を払っている。

[No.33] ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか		第三者 評価結果
[No.33] ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか		b
1	子どもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	△
2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
3	AIやモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	△
【コメント】		
児童相談所システムで、児童福祉司、児童心理司が作成した子どもと家庭の情報や、指導経過記録、心理検査結果等は閲覧でき、情報共有している。現在、保護施設での児童生活記録を相談部門が閲覧できるように検討している。複数の職員が記録の作成と、児童情報を確認できるパソコンの台数は確保されている。さらに、タブレットの活用で、記録作成や情報の管理が効率化されることを期待したい。		

4. 関係機関との連携

[No.34] 医療機関と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.34] 医療機関と適切に連携しているか		s
1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
2	子どもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
【コメント】		
開設以来、歯科医師会と協定を結び、毎月歯科検診と口腔保健指導で児童の健康を改善してきた。また、診察協力機関リストを医師会から提出してもらい、必要な治療が受けられる連携・協力体制を整えている。週に1回、小児科検診を行い、医師からの指示により看護師が児童の健康面について、適切な管理にあたっている。		
[No.35] 警察等と適切に連携しているか		第三者 評価結果
[No.35] 警察等と適切に連携しているか		a
1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
2	警察等の面接等にあたっては、子どもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項や子どもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	△
【コメント】		
区内を管轄する3警察署とは、年に一度の実務者会議を開催して、意見交換と協力依頼を行っている。子どもの身柄通告の受け入れ時や、保護施設からの無断外出発生の時には、所管警察とスムーズな連携のもとで、子どもの安全確保と負担軽減に努めている。さらに、現職警察官が事業所に配置されているため、警察との協力関係が一層深まっている。		

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

[No.36] 緊急保護を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.36] 緊急保護を適切に行っているか		S
1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている（居室の確保、夜間の保護の体制等）	○

【コメント】

常に保護定員が超過しているものの、警察からの身柄通告や、虐待からの安全確保等の緊急保護に備えて、居室の確保や、受け入れ対応のシミュレーションをおこなって、緊急保護に備えている。児童支援補助員がほぼ毎日、1名以上は勤務しているため、夜間の身柄通告受け入れ時は、正規職員が対応できるようになっている。

[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか		S
1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援している	○
5	こどもが一人になれる時間や場所がある	○

【コメント】

生活の基本理念を「子どもが明るく、温もりを感じ、心穏やかに過ごせる場」と定め、援助にあたっている。集団が苦手、不適応を起こす場合は個別に対応し、ADLは一人ひとりの到達状況を見極めたうえで、必要な部分を介助している。学習面は個別学習を充実させている。基本的な生活習慣は日々の生活の中で身につくものであり、日課の中で適宜指導している。自由時間はいつでも一人で居室で過ごせるようになっている。

[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか		S
1	こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
2	こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している	○
3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
4	遊具や備品について定期的に点検している	○

【コメント】

毎月開催しているこども会議の中で、欲しいものを聞き取り、余暇時間に使用するゲームや、遊具等を補充している。遊具や備品は、こどもに使用・返却のルールを説明し、みんなで使う物を大切にする習慣を教えている。行事は、月に一度のお小遣いを持っての買い物外出や、2か月の保護期間を超えるこどもに対して「情緒安定化事業」として、職員と1対1で好きなところへ外出を行い、生活の快適性と単調感を工夫する取り組みを行っている。

[No.39] 食事を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.39] 食事を適切に提供しているか		S
1	食事の安全・衛生を確保している	○
2	食事を適時適温で提供している	○
3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものになっている	○
4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）	○
5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○
7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくらせている	○

【コメント】

給食業務委託業者と連携して、豊かな食事内容と時間を提供している。食事は開始時間に合わせて調理し、温かな献立は温かい陶器の食器でおいしく食べられるようにしている。「一つのテーブルが一つの家族」のイメージで、配膳当番や、テーブルでおかわりができるように工夫している。また、アレルギー食、宗教に根差した特別食も状況に応じて提供している。さらに、こどもも参加する給食会議、クッキング体験、食育時間の設定などを通じて、食文化への関心を高めている。

[No.40] こどもの入浴は適切か		第三者 評価結果
[No.40] こどもの入浴は適切か		S
1	入浴の回数や時間は適切である	○
2	入浴時間帯は適切である	○
3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○

【コメント】

ユニットバスが男女別居住スペースに4か所ずつ完備されていて、毎日一人ずつの入浴が可能である。通学や突然の予定が入った場合などは、設定時間以外でも入浴を認めている。ジェンダーアイデンティのこどもが入浴する場合は、移動中に他の子どもと接触しない工夫を職員がしている。さらに、お小遣いで好みのシャンプー、リンス、ボディソープの使用も認めている。

[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか		S
1	衣服の清潔は保たれている	○
2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している	○
3	発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択できるようにしている	○
4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
5	子どもが希望する場合には、私服の着用が可能である	○
6	下着を提供する場合は、新品を提供している	○

【コメント】

衣類は、「私物を使用することで情緒の安定を見込める」として、集団の生活にふさわしければ認めている。子ども会議の話し合いを経て、ダメージ・ジーンズの着用も認めている。下着類は保護時に新しいものを提供している。衣類の洗濯は、業者委託としているが、退所後を想定して、自分の衣類を洗う生活訓練も実施している。季節に応じた着衣の選択、自分の衣類の整理整頓、私物持ち込みと自己管理等、子ども本位の生活訓練に努めている。

[No.42] こどもの睡眠は適切か		第三者 評価結果
[No.42] こどもの睡眠は適切か		S
1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○

【コメント】

学齢児以上は個室が用意され、睡眠環境を整えている。起床時間は6:30、就寝時間は小学校低学年20:30、高学年21:00、中・高校生は22:00となっている。安心して眠りにつけるように、家で使っていたぬいぐるみ等の持ち込みを認め、女子には体を温める湯たんぽの貸し出しも行って、きめ細やかな配慮を行っている。消灯時間を過ぎても、居室で勉強を続けたい中高生や、話を聞いてほしい子どもには、臨機応変に対応している。

[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか		S
1	入所時にこどもの健康状態を把握している	○
2	こどもの健康状態を適切に把握している	○
3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○

【コメント】

一時保護時には、児童福祉司から速やかにそれまでの生活の様子や健康情報を取得して、看護師が健康チェックを行っている。一時保護後24時間は感染症対策として、管理棟の居室で経過観察を行い、問題がなければ集団生活に合流している。子どもから健康不安の訴え、検温、職員の観察で症状が認められた場合は、看護師に報告して通院、静養などの措置を取っている。保護者に報告が必要と判断された場合は、担当福祉司から連絡をしている。

[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか		S
1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている（ICTの活用等を含む）	○
2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
3	在籍校との連携を図っている	○
4	通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	○

【コメント】

勉強に自信を持たせ、楽しく学習に取り組めるように援助することを目標にしている。教員免許を持つ学習指導員4名と学校連携支援員も配置し、習熟度に応じた個別学習を主体に取り組んでいる。1)入所時の学力レベル、2)入所中に指導した主なことから、3)その成果と課題をシートにまとめ、退所後の学習に役立てている。また、特別支援学校通学、保護中に在籍校の転籍を行った事例もあり、こどもの教育権を最大限に尊重した援助を行っている。

[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか		a
1	こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	△
2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
4	無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
5	無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を行っている	○

【コメント】

無断外出が発生しないように、「一時保護の基本姿勢と業務の進め方」を参考に支援を行っている。無断外出が発生した場合は、マニュアルに従って対応し、児童の行動制限を行う場合の対応指針や、個別対応実施計画により、こどもの権利侵害に至らないように配慮しつつ、原因を究明し、新たな援助を行うようにしている。避難経路を使い容易に無断外出ができる環境であるため、こどもの安全な生活のために対策が待たれる。

[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか		第三者 評価結果
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか		S
1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	○

【コメント】

保育日課を組んで、保育室での保育と、保育士とともに体育館や園庭で運動を毎日行っている。生活環境は日当たりの良い、十分な広さが用意されている。年長児には保育のみならず、先を見越して、教育的日課も取り入れている。排泄自立（トイレ・トレーニング）に向けた援助では、トイレと風呂場と洗濯機が連動した場所にあるため、失敗してもほかの児童の目に入らないように工夫されていて、羞恥心とプライバシーに配慮している。

2. アセスメント・支援方針

[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか		第三者 評価結果
[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか		b
1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
2	一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	△

【コメント】

一時保護システムを活用した情報の共有が行われているが、更なる情報共有を図るために、家庭状況、学校・保育所での状況、友人関係等、細かな情報の共有を進めるための検討が始まっている。なお、職員自己評価結果からはリーダー層にさらなる情報共有に対する要望が強くあるため、区立児童相談所先行3区の一つとして、今後の所内情報共有のモデルとして提示されることを期待したい。

[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか		a
1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
2	こどもの行動観察の結果を記録している	○
3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○

【コメント】

こどもの行動観察については日々の記録を徹底している。また、こどもの課題に目が行きがちな保護所の中であって、得意なことや強みを基盤として「伸ばしたい」部分を見るようにしており、CBCL（Child Behavior Checklist）を活用している。CBCLは2名の職員で話し合いながら記入しており、観察会議にて共有されている。

[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか		第三者 評価結果
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか		a
1	観察会議を適切な頻度（原則として週1回）で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	○
2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○

【コメント】

観察会議に相談部門の児童福祉司、心理司が参加できるように、会議スケジュールを共有している。すべてのケースで相談部門が参加するには、児童福祉司の時間が確保できない現状があるものの、意識して参加を心がけており、今後、児童福祉司、心理司の参加が更に進むような体制を目指している。

[No.50] 行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか		第三者 評価結果
[No.50] 行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか		a
1	行動診断や援助指針（援助方針）に基づく支援方針を職員間で共有している	○
2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている	○
3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○

【コメント】

一定のプロセスにより支援方針が定められ、担当者内での共有が図られているが、保護解除後を見据えているかという点にあっては、リーダー層が自信を持っていない結果が見られている。ただしこの結果については支援のゴール設定が高くなりすぎている可能性があるとして経営層は考えている。一時保護解除後の生活場所により、生活上のスキルを高めるようにしたり、コミュニケーションスキルを高めようとしていたりするなど、個別ケアが達成はされている。

[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか		第三者 評価結果
[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか		a
1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
2	総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定している	○
3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○

【コメント】

記録システムの中に相談部門と一時保護所とが連携する項目が確立されていないため、連携によるアセスメント策定をを目指す余地はある。援助方針会議には経営層が出席し、一時保護所担当者も出席したうえで意見を述べているが、一時保護者側の参加者枠をもっと広げて、一時情報からの共有が図れるようにしたいという意向を持っている。

[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか		第三者 評価結果
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか		b
1	こどもの変化に応じた支援を行っている	○
2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	△

【コメント】

こどもの行動観察から、こどもの変化に応じた支援方針の見直しを行ってはいるが、一時保護の長期化は多くの児童相談所での課題でもあり、当児童相談所では方針が決まらないケース、方針が決まっているがその後がまとまっていないケース等があり、保護期間が長期化してしまうことはある。

[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか		第三者 評価結果
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか		a
1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
2	こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○

【コメント】

家族に対する支援は相談部門の業務となっており、保護者との面会に参加することもあるが、原則相談部門により保護所でのこどもの様子は伝えられている。また、家庭の情報を相談部門と共有し、保護所内での生活支援に活用をしているが、保護者との面接には保護所職員がより多く参加することによって、こどもたちの保護所での生活をより質の高いものにしたいと経営層は考えている。

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか		s
1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
3	一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている	○
4	P T S Dの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○

【コメント】

こころとからだを大切にしよう委員会を保護所独自で設置し、「ココカラ（こころとからだを大切にしよう）理念」を保護所における生活支援の軸として位置付けている。この「ココカラ」は協議の性教育（性器教育）にとどまらず、生教育として位置付けられ、自分も相手も尊重するために「境界」の教育を狙うものとなっている。保護所職員が自ら「ココカラ」の冊子を作製しており、「境界」を学べる冊子としてこどもたちが読めるようになっている。

[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか		b
1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	△

【コメント】

職員が怪我をするなどの状況が見られたこともあり、職員による身体拘束が必要な場面も見られている。ただし、身体拘束が法的に問題ない範囲のものなのかは法務部門による研修を行っている。また治療的な拘束の方法を保護所の職員が学ぶ研修なども考えていく必要が出てきている。職員自己評価結果では、こどもへの対応、他児へのケア等が明確になっているという回答は半数以下となっており、今後の取り組みが期待される。

[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか		a
1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	○
2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	○
3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	○

【コメント】

数年の間、重大事件かかる触法少年の保護はなく、保護することがあった場合は非行少年と同じ対応を行うことが決まっている。援助部門には現役の警察官が配属されており、対応方法が共有されている。

[No.57] 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか		第三者 評価結果
[No.57] 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか		a
1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	○
2	障害特性に応じたケアを行っている	○
3	周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている	○

【コメント】

ハード面ではバリアフリーとなっており身体障害があっても受け入れが可能となっている。ただし、保護児童数が多いため、障害を持ったこどもの生活区分はできない状態である。また、職員の障害に対する知識についてはさらなる研修が必要だとの認識は経営層にはあり、今後、保護所の質の向上に向けた一つの課題であると認識されている。

[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか		第三者 評価結果
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか		a
1	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
2	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○
3	服薬管理を適切に行っている	○
4	誤薬防止策を講じている	○

【コメント】

保護されているこどもの多くが精神科の処方を受けており、看護師が日中に配薬を行い、食事後投薬をしている。就寝前の投薬は職員が行っており、こどもの目の前で薬を確認し間違いがないように細心の注意をしている。誤薬ということはなく服薬が漏れてしまうことはあるが、そのことよりもこどもの拒薬に対して適切な対応が難しく、相談部門を通じて医師には相談している。飲んだふりをするに対する対策も職員には指導している。

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか		第三者 評価結果
[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか		a
1	一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
2	里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
3	一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
4	こどもの年齢に応じ、一時保護解除後のSOSの出し方についてこどもに伝えている	○

【コメント】

一時保護解除を伝える時期についてや、解除後に児童相談所に相談できること等のこどもへ説明は、主として相談部門の業務となっており、必要に応じて、一時保護所の職員が関与する場面が生じる際に対応している。

[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか		第三者 評価結果
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか		a
1	家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
2	施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
3	一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○

【コメント】

すべて相談部門の業務となっており、一時保護所としては非該当となるが、必要に応じて実施した施設入所前に施設職員と保護所職員によるカンファレンスがその後の支援において効果を上げたという意見があり、児童相談所としても実施があった方が良いとの見解がある。

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか		第三者 評価結果
[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか		b
1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	△
2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	○
3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	△
4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○
【コメント】		
<p>現在、BCP（事業継続計画）を作成しているが、避難訓練や水害対策訓練等を保護所として実施しており、区危機管理部との連携により備蓄体制の構築なども進めている。一方で、職員自己評価結果からは、職員全体への周知が徹底していない可能性がうかがえる。開所後5年が経つ中で、改めて水害などの地域特性も踏まえた職員間の意識共有を図っていくことが期待される。</p>		
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか		第三者 評価結果
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか		a
1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○
【コメント】		
<p>全職員が上級救命講習を受講し、資格を取得している。受講費は初回のみ公費で賄われており、更新時は職員の負担となっている。ヒヤリハット、事故報告書により事故や怪我の予防に注力している。</p>		
[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか		a
1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
2	避難訓練を毎月1回以上実施している	○
3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
【コメント】		
<p>不審者侵入対策として毎年度1回、警察の協力の下、訓練を実施している。また、消防との連携により、消火器訓練を防災訓練で行っており、これらの訓練にはこどもも参加し、防災訓練では実際に消火器を使った消火訓練を行わせている。大人が行う訓練にこどもが参加することで緊張感を持った訓練となっている。</p>		

[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		第三者 評価結果
[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		a
1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○

【コメント】

自由度の高い設定が可能な個室のため、保護しているこどもの人数や性別などに柔軟に対応できるようになっており、設定の自由度の高さで感染症にも同様の対応ができるようになっている。

[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか		a
1	一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
2	こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
3	こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
4	こども以外の者への返還は適切に行っている	○

【コメント】

こどもの私物は、私物庫（ケース）と金庫に分けて管理されている。私物庫にはぬいぐるみやカード、衣類など適宜出すことが保護所内でも可能なものを保管し、金庫にはスマホや現金、交通系カードを保管している。マイナカードは別金庫に保管している。

2. 施設運営計画

[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		第三者 評価結果
[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		a
1	事業計画を策定している	○
2	事業計画に基づく取組みを実施している	○
3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	○
4	策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある	○

【コメント】

年度末に各業務の課題を整理し、次の年度の取り組むべき事項としてまとめている。事業計画としてははないが、指針にはなっており事業計画と同様の意味を持っているとの認識がなされている。これらの事業内容についてこどもの意見を反映はしたいが、一時保護所ではこどものすべての希望や意向を反映させることは難しいため、保護解除後にアンケートを実施し、保護所での生活をより良いものにするための素材として利用している。

[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか		b
1	自己評価を定期的に行っている	○
2	外部評価を定期的に行っている	○
3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	△
4	職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	△
5	子どもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○

【コメント】

3年に一度の第三者サービス評価を受審しており、それ以外の年度は自己評価を実施している。なお、職員自己評価からは、全職員が一体となった取り組みという点において低い傾向がみられているため、引き続き、一時保護所全体として進めていくことが期待される。